

水質検査(浄水) 27箇所

No.	採水場所	:浄水場系統
1	柏原町柏原 認定こども園ミライズにじ	:母坪浄水場系
2	柏原町北中 北中集落センター	:母坪浄水場系
3	氷上町稲継 稲継公民館	:氷上中央浄水場系
4	氷上町清住 清住公民館	:氷上中央浄水場系
5	氷上町氷上 交流センター	:棧敷浄水場系
6	氷上町朝阪 朝阪公民館	:氷上南浄水場系
7	春日町古河 古河公民館	:氷上南浄水場系
8	青垣町大稗 大稗集会所	:市原浄水場系
9	青垣町東芦田 芦谷公民館	:西芦田浄水場系
10	氷上町沼 沼公民館	:西芦田浄水場系
11	春日町野上野 消防本部山東出張所	:大嶋浄水場系
12	春日町柚津 柚津公民館	:大嶋浄水場系
13	春日町国領 国領ふるさと館	:東中浄水場系
14	春日町下三井庄 総合運動公園	:上三井庄浄水場系
15	春日町野瀬 野瀬集落センター	:上三井庄浄水場系
16	春日町小多利 小多利公民館	:多利浄水場系
17	春日町歌道谷 歌道谷公民館	:歌道谷浄水場系
18	山南町谷川11区地内	:山南浄水場系
19	山南町阿草地内	:山南浄水場系
20	山南町岩屋 石龕寺ポンプ所	:山南浄水場系
21	山南町坂尻 農産物集出荷施設	:和田浄水場系
22	市島町樽井 樽井公民館	:友政浄水場系
23	市島町徳尾 大杉公民館	:新友政浄水場系
24	市島町市島 市島公民館	:上垣浄水場系
25	市島町白毫寺 白毫寺公民館	:上垣浄水場系
26	市島町北奥 後地公民館	:上垣浄水場系
27	市島町戸平 戸平公民館	:戸平浄水場系

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること			0.0003 未満		0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること			0.00005 未満		0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満		0.003							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること			0.002 未満		0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること			0.004 未満		0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること			0.45		0.50							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること			0.10		0.11							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.02		0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること			0.0002 未満		0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること			0.005 未満		0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること			0.004 未満		0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること			0.002 未満		0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.09	0.09		0.09			0.06				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満			0.002 未満				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.002	0.002		0.002			0.001				
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満	0.003 未満		0.003 未満			0.003 未満				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.008	0.008		0.008			0.007				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満				
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.020	0.020		0.020			0.010				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満	0.003 未満		0.003 未満			0.003 未満				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.005	0.005		0.006			0.004				
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満			0.005 未満				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満	0.008 未満		0.008 未満			0.008 未満				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.008		0.008							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること			0.02 未満		0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満	0.03 未満		0.03 未満			0.03 未満				
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.01 未満		0.02							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること			29		22							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満			0.005 未満				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	53.1	51.9	51.2	49.7	47.0	46.7	47.3	47.3	47.0	47		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		128	109		108			112				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		246	236		234			218				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること			0.02 未満		0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満		0.000001 未満				
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満		0.000001 未満				
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること			0.005 未満		0.005 未満			0.005 未満				
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること			0.0005 未満		0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7		
47	PH値	5.8~8.6 -	7.20	7.29	7.24	7.25	7.40	7.32	7.37	7.32	7.33	7.26		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	2	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.2	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満		
	水温		15.5	19.0	20.0	25.5	27.0	26.1	22.6	18.0	13.9	12.1		
	残留塩素	0.10 以上	0.50	0.40	0.40	0.50	0.30	0.40	0.40	0.50	0.40	0.40		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日		
			12:10	12:55	10:37	11:53	13:16	12:26	12:19	12:21	11:59	12:14		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	53.1	51.9	50.9	50.1	47.5	46.5	47.5	47.3	47.1	47.3		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7		
47	PH値	5.8~8.6 -	7.27	7.40	7.35	7.41	7.48	7.42	7.41	7.47	7.48	7.40		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満		
	水温		15.0	19.5	21.0	26.0	31.7	28.0	23.5	17.9	14.1	8.7		
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.40	0.40	0.25	0.40	0.40	0.40	0.40	0.30		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			15日	14日	10日	8日	6日	9日	7日	12日	5日	7日			
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること													
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること													
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること													
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること													
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること													
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること													
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること													
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること													
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること													
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること													
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること													
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること													
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること													
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること													
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること													
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること													
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること													
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること													
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること													
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること													
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること													
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること													
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること													
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること													
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること													
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること													
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること													
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること													
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること													
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること													
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	8.4	8.4	8.4	8.7	8.6	8.5	8.4	8.3	8.2	8.4			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること													
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること													
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること													
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること													
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること													
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること													
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	6.80	6.65	6.74	6.77	6.71	6.65	6.70	6.65	6.65	6.58			
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満		
	水温		15.6	18.7	21.4	26.2	28.5	27.3	23.2	18.0	12.8	12.2			
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.45	0.40	0.45	0.50	0.50	0.45	0.40	0.45			

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日	14日	10日	8日	6日	9日	7日	12日	5日	7日		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満						
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満						
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満						
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						1.21						
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.08 未満						
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02 未満						
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満						
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満						
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満						
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満				0.06 未満			0.06 未満			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満				0.01 未満			0.01 未満			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満			
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満			
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.005 未満						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満						
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満			
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01						
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						6.8						
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満			
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	8.4	8.4	8.5	8.6	8.6	8.7	8.3	8.4	8.3	8.4		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		32.7				29.4			31.8			
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		74				66			76			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満						
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満						
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	6.96	6.78	6.94	6.91	6.89	6.90	6.76	6.86	6.81	6.77		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.0	19.1	22.0	26.7	30.4	28.9	24.6	18.3	15.1	11.8		
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.50	0.35	0.35	0.45	0.40	0.50	0.40	0.45	0.40		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日	14日	10日	8日	6日	9日	7日	12日	5日	7日		
			12:18	12:20	12:07	12:17	12:00	11:56	12:12	11:47	12:33	12:00		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					0.77							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満				
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満				
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満			0.01 未満			0.01 未満				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満				
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満				
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.01							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					6.9							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.8	6.9	7.1	7.4	7.3	7.2	7.3	7.1	6.9	7.1		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		42.0			37.4			41.8				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		86			78			84				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること					0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	6.60	6.48	6.59	6.61	6.54	6.54	6.47	6.48	6.48	6.44		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		15.0	18.9	22.6	27.4	31.2	29.7	25.0	18.0	15.2	11.2		
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.30	0.40	0.35	0.4	0.45		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			15日	14日	10日	8日	6日	9日	7日	12日	5日	7日			
			10:58	11:04	10:45	11:08	10:33	10:49	10:35	10:42	11:37	11:00			
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず			
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず			
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること													
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること													
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること													
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること													
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること													
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること													
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること													
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること													
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること													
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること													
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること													
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること													
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること													
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること													
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること													
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること													
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること													
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること													
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること													
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること													
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること													
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること													
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること													
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること													
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること													
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること													
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること													
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること													
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること													
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	21.0	21.0	20.8	21.2	21.8	20.8	21.1	21.0	21.0	21.4			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること													
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること													
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること													
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/L以下であること													
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること													
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること													
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	7.33	7.15	7.32	7.27	7.16	7.31	7.17	7.23	7.23	7.16			
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		15.5	18.6	21.1	26.6	27.7	28.1	23.7	17.8	15.1	11.8			
	残留塩素	0.10 以上	0.45	0.35	0.35	0.30	0.30	0.30	0.30	0.35	0.35	0.40			

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日			
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001				0.002			0.002				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						0.41							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.15							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.11				0.61			0.07				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満				0.010 未満			0.01 未満				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満				
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01 未満							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						17							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	20.9	20.7	20.9	21.0	21.8	20.9	21.1	21.0	21.1	21.3			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		69.7				59.7			61.1				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		130				134			125				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満										
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満										
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	7.15	7.17	7.15	7.14	7.25	7.15	7.15	7.11	7.14	7.07			
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		15.0	19.5	21.8	28.0	28.9	29.0	24.2	18.9	10.1	11.9			
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.30	0.30	0.20	0.20	0.20	0.30	0.30	0.30			

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日			
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						0.70							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満				0.06 未満			0.06 未満				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001				0.004			0.001				
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001				0.003			0.001				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満				0.01			0.010 未満				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.002				0.003			0.001				
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.014							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満				
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						6.1							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.7	6.3	6.6	6.4	6.2	6.1	5.7	5.5	5.5	5.7			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		29.7				33.7			33.6				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		63				77			73				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満			0.000001 未満				
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満			0.000001 未満				
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	6.92	6.98	6.94	6.88	7.10	6.92	6.97	6.90	6.88	6.79			
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満		
	水温		12.3	17.6	20.1	26.6	29.8	29.8	24.6	17.7	12.8	8.3			
	残留塩素	0.10 以上	0.50	0.35	0.30	0.30	0.20	0.25	0.35	0.35	0.45	0.40			

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日			
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						0.69							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満				0.06 未満			0.06 未満				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満				0.01 未満			0.010 未満				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満				
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01 未満							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						5.3							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.7	6.6	6.6	6.7	5.9	6.2	6.0	6.0	5.7	6.0			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		28.3				29.8			34.1				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		64				71			72				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満										
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満										
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	6.84	6.87	6.81	6.78	6.86	6.77	6.77	6.74	6.76	6.72			
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満		
	水温		13.3	18.7	20.4	27.8	30.3	30.8	24.7	17.4	13.0	7.8			
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.40	0.30	0.30	0.40	0.40	0.40	0.40	0.45			

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日 12:35	14日 12:45	10日 12:24	8日 12:34	6日 12:22	9日 12:13	7日 12:27	12日 12:06	5日 12:47	7日 12:18		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.6	6.5	6.5	6.7	6.0	6.1	6.2	6.1	5.8	6.1		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	6.97	6.85	6.96	6.94	6.86	6.84	6.81	6.95	6.84	6.82		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1	1	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.6	18.5	22.4	27.2	31.6	29.2	24.9	18.3	12.4	9.6		
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.30	0.30	0.35	0.25	0.30	0.35	0.35	0.30	0.40		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日		
			9:22	9:35	13:02	9:15	9:45	9:47	9:23	9:28	9:36	9:42		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	24.2	24.9	25.4	22.7	23.8	23.0	26.2	23.5	28.3	25.6		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	6.75	6.79	6.80	6.80	6.90	6.70	6.75	6.71	6.81	6.69		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		18.0	23.5	24.0	34.0	36.0	35.1	27.2	18.1	13.9	9.1		
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.30	0.20	0.20	0.20	0.20	0.30	0.40	0.30		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
			10日 9:40	15日 9:58	5日 12:45	9日 9:34	7日 10:02	4日 10:05	9日 9:44	13日 9:50	11日 9:52	15日 9:59				
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満					
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						0.99								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.08 未満								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.03								
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満								
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満				0.15			0.07					
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満					
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満					
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満					
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.002				0.002			0.001 未満					
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満					
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満				0.01 未満			0.01 未満					
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満					
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001			0.001 未満					
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満					
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.014				0.016			0.008 未満					
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.024								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満					
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						18								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満					
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	24.9	24.6	26.3	24.1	25.2	25.2	25.9	24.3	28.5	24.8				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		46.0				41.9			44.9					
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		108				121			113					
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満											
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満											
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満								
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満		
47	PH値	5.8~8.6 -	6.79	6.82	6.89	6.90	7.00	6.80	6.79	6.77	6.85	6.82				
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満		
	水温		14.0	19.0	21.0	27.5	30.0	28.4	24.7	18.8	13.0	11.0				
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.30	0.20	0.30	0.30	0.20	0.40	0.30	0.40				

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満						
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満						
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満						
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満						
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						1.01						
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.08 未満						
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.03						
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満						
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満						
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満						
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満				0.15			0.06			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.009				0.001 未満			0.001 未満			
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満				0.002			0.001			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010				0.010 未満			0.01 未満			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.004				0.003 未満			0.003 未満			
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.003				0.001			0.001 未満			
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.013			0.008 未満			
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.005 未満						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満						
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満			
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01 未満						
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						19						
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満			
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.7	4.8	4.5	4.8	26.9	26.2	26.8	24.6	4.7	4.8		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		27.1				43.0			44.1			
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		49				123			112			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満						
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満						
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3	0.4	1.0	0.5	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	7.49	7.53	7.47	7.57	6.88	6.78	6.76	6.71	7.56	7.50		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	2	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.0	18.5	20.5	27.0	29.7	29.0	24.2	17.1	13.8	10.9		
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.15	0.30	0.30	0.20	0.20	0.30	0.40	0.40		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日			
1	一般細菌	100 <small>1mlの検水で集落数が100以下であること</small>	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること													
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること													
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること													
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること													
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること													
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること													
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること													
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること													
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること													
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること													
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること													
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること													
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること													
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること													
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること													
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること													
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること													
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること													
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること													
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること													
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること													
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること													
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること													
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること													
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること													
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること													
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること													
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること													
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること													
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	7.1	7.1	7.3	7.4	10.1	10.2	10.3	9.1	7.2	7.5			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること													
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること													
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること													
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/L以下であること													
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること													
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること													
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	1.0	0.9	0.8	0.9	0.8			
47	PH値	5.8~8.6 -	7.15	7.24	7.32	7.35	7.45	7.44	7.42	7.25	7.19	7.07			
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満		
	水温		12.5	17.0	19.0	22.0	27.5	25.8	22.8	19.2	9.9	10.8			
	残留塩素	0.10 以上	0.50	0.40	0.20	0.20	0.30	0.20	0.40	0.50	0.30	0.20			

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日			
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						0.06							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.08				0.41			0.26				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.020				0.037			0.023				
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.005				0.003 未満			0.007				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001				0.002			0.001				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.030				0.05			0.03				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.007				0.011			0.01				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.006				0.008			0.006				
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること		0.02 未満				0.06			0.02 未満				
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満				
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01 未満							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						6.5							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	7.2	7.2	7.4	7.7	10.4	10.6	10.7	9.3	7.3	7.6			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		23.5				28.0			30.3				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		42				66			60				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること	0.000001	0.000002	0.000002	0.000003	0.000004	0.000005	0.000006	0.000004	0.000003	0.000004			
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピレン[2, 2', 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	1.0	0.9	0.8	0.9	0.8			
47	PH値	5.8~8.6 -	7.41	7.51	7.66	7.75	7.83	7.97	7.86	7.65	7.54	7.35			
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		14.0	19.0	21.0	27.0	30.5	29.0	24.2	18.0	8.9	10.1			
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.25	0.15	0.10	0.15	0.15	0.40	0.60	0.40	0.40			

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日 9:06	15日 9:15	5日 13:16	9日 8:55	7日 9:19	4日 9:31	9日 9:04	13日 9:06	11日 9:17	15日 9:29		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					0.14							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.009			0.015			0.008				
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.004			0.007			0.005				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満			0.003			0.001 未満				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満				
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010			0.03			0.01				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.005			0.007			0.005				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.003			0.010			0.003				
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満				
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.01 未満							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					3.0							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.5	4.6	4.6	4.9	5.1	5.0	4.7	4.8	4.6	4.7		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		12.5			13.5			9.9				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		29			40			31				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること					0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.4	0.5	0.8	0.6	0.7	0.6	0.8	0.5	0.4	0.4		
47	PH値	5.8~8.6 -	7.10	7.14	7.12	7.06	7.13	7.12	7.05	7.09	7.12	7.05		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		12.5	17.0	19.8	27.0	29.2	28.7	23.3	16.2	11.6	9.0		
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.30	0.30	0.40	0.50	0.30	0.50	0.40	0.30		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日			
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						0.17							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満				0.06 未満			0.06 未満				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満				0.01 未満			0.01 未満				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満				
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01 未満							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						2.7							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.6	4.7	4.6	4.7	4.7	4.6	4.7	4.7	4.7	4.7	4.6		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		29.8				27.2			27.6				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		49				48			46				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満										
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満										
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	7.29	7.29	7.29	7.30	7.34	7.29	7.28	7.25	7.34	7.28			
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.0	18.0	18.0	24.0	24.5	24.5	20.2	14.1	11.0	9.1			
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.25	0.20	0.30	0.25	0.20	0.20	0.40	0.40	0.20			

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日	14日	10日	8日	6日	9日	7日	12日	5日	7日		
			9:54	9:55	9:42	10:00	9:49	9:41	9:30	9:32	10:12	9:54		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.4	12.6	12.1	11.4	12.0	10.6	10.5	10.0	10.8	12.4		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3		
47	PH値	5.8~8.6 -	7.36	7.21	7.23	7.17	7.18	7.21	7.21	7.24	7.25	7.18		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満		
	水温		11.3	16.0	19.4	24.6	27.7	25.7	21.6	14.1	10.6	6.9		
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.35	0.35	0.40	0.45	0.45	0.55	0.50	0.45		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日 9:13	14日 9:25	10日 9:10	8日 9:30	6日 9:15	9日 9:17	7日 9:05	12日 9:00	5日 9:40	7日 9:25		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満						
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満						
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満						
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						0.97						
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.09						
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02 未満						
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満						
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満						
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満						
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満				0.06 未満			0.06 未満			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.002				0.004			0.002			
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.003				0.005			0.003			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満				0.01			0.01 未満			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満			
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.003				0.005			0.003			
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満			
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.005 未満						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満						
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満			
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01 未満						
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						12						
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満			
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.3	12.7	12.0	11.3	11.9	10.6	10.3	10.2	10.6	12.8		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		60.3				57.3						
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		122				114			118			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満						
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満						
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3		
47	PH値	5.8~8.6 -	7.24	7.18	7.23	7.39	7.27	7.26	7.20	7.24	7.30	7.17		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.7	18.4	22.0	28.6	31.7	29.7	24.7	17.5	13.4	9.5		
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.30	0.35	0.25	0.40	0.35	0.35	0.45	0.40	0.35		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日	14日	10日	8日	6日	9日	7日	12日	5日	7日		
			10:20	10:22	10:04	10:27	10:11	10:06	9:54	9:53	10:55	10:19		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.4	12.8	12.1	11.3	11.7	10.6	10.3	10.1	10.6	12.8		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3		
47	PH値	5.8~8.6 -	7.30	7.18	7.17	7.15	7.13	7.13	7.13	7.25	7.18	7.21		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満		
	水温		13.2	16.0	19.7	25.1	26.8	24.6	22.0	17.2	13.6	8.8		
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.45	0.35	0.45	0.45	0.45	0.50	0.40	0.40		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			15日	14日	10日	8日	20日	9日	7日	12日	5日	7日		
			10:45	10:46	10:30	10:54	13:08	10:30	10:18	10:20	11:21	10:45		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満						
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満						
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.002				0.002		0.002				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満						
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						1.64						
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.08 未満						
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02 未満						
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満						
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満						
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満						
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満						
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.13				0.07			0.06			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満			
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001			0.001 未満			
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満			
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001				0.003			0.001			
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満			
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満				0.010 未満			0.01 未満			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満			
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満				0.002			0.001 未満			
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満			
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.005 未満						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること		0.18				0.04			0.06			
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.06				0.03 未満			0.03 未満			
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01						
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						7.9						
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満			
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	3.6	3.7	4.9	5.0	6.6	4.3	4.1	4.3	4.3	4.6		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		17.1				35.9			22			
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		54				82			64			
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満						
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満			0.000001 未満			
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピンクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満			0.000001 未満			
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満						
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.4	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	6.59	6.51	6.71	6.68	6.75	6.55	6.53	6.59	6.59	6.56		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	2	2	2	1	1	1 未満	1 未満	1 未満	1	1		
51	濁度	2 度以下	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1	0.1		
	水温		14.8	18.7	22.0	27.4	28.0	29.0	24.3	17.5	14.1	9.8		
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.30	0.30	0.20	0.35	0.35	0.40	0.50	0.40		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
			10日 9:45	15日 9:34	5日 9:59	9日 10:25	7日 9:48	4日 9:50	9日 10:03	13日 9:33	11日 9:37	15日 9:48				
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満					
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満								
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						0.80								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.08 未満								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02								
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満								
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満				0.09			0.08					
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満					
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満					
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満					
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.002				0.002			0.001					
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.004				0.003			0.001					
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満				0.010 未満			0.01 未満					
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満					
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001				0.001 未満			0.001 未満					
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満					
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満					
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.005 未満								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.03								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満					
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01 未満								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						13								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満					
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	17.8	17.8	18.0	18.6	18.5	18.5	18.1	18.2	18.2	18.4				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		48.6				42.2			43.8					
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		103				105			104					
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001	0.000001	0.000002	0.000001 未満	0.000001 未満			
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピレンクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満								
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満		
47	PH値	5.8~8.6 -	7.57	7.60	7.59	7.51	7.51	7.53	7.55	7.52	7.60	7.59				
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満		
	水温		14.4	19.1	21.0	27.7	28.1	31.3	26.1	17.2	13.2	10.2				
	残留塩素	0.10 以上	0.25	0.35	0.35	0.30	0.25	0.30	0.40	0.40	0.40	0.35				

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日			
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						0.48							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.13							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.06							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満				0.06 未満			0.06 未満				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.003				0.002			0.002				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満				0.010 未満			0.01 未満				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.002				0.001			0.001 未満				
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満				
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01 未満							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						16							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	23.1	19.8	19.5	19.7	20.8	19.6	19.5	19.4	19.7	19.9			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		53.6				48.3			47.5				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		120				122			120				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満			0.000001 未満				
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満			0.000001 未満				
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	7.18	7.25	7.17	7.13	7.25	7.17	7.22	7.21	7.25	7.18			
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.4	19.4	21.2	28.2	30.4	30.4	25.1	18.1	13.1	10.6			
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.45	0.50	0.45	0.45	0.45	0.50	0.55	0.60	0.50			

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日			
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること													
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること													
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること													
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること													
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること													
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること													
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること													
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること													
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること													
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること													
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること													
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること													
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること													
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること													
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること													
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること													
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること													
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること													
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること													
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること													
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること													
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること													
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること													
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること													
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること													
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること													
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること													
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること													
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること													
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること													
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること													
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.1	12.8	12.9	12.3	12.9	11.6	11.7	11.6	11.8	11.9			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること													
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること													
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること													
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること													
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること													
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること													
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満		
47	PH値	5.8~8.6 -	7.10	6.99	6.91	6.85	7.01	6.85	6.98	7.15	7.20	7.16			
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満		
	水温		14.7	18.3	19.5	25.3	26.5	25.8	21.7	16.2	12.7	11.2			
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.30	0.30	0.25	0.25	0.30	0.35	0.25	0.35			

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日			
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						1.08							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること		0.14				0.14			0.15				
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.03							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満				0.06 未満			0.06 未満				
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満				
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満				
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満				0.010 未満			0.01 未満				
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満				0.003 未満			0.003 未満				
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満				
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満				
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.022 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.03 未満			0.03 未満				
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01 未満							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						13							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満				
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.1	12.8	12.8	12.4	12.8	11.5	11.7	11.7	11.8	11.9			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		77.7				64.8			70				
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		124				126			128				
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満			0.000001 未満				
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満			0.000001 未満				
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	7.22	7.12	7.02	6.98	7.05	6.96	7.08	7.23	7.32	7.30			
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.7	18.8	20.3	27.8	30.3	29.7	24.5	17.9	13.5	10.3			
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.35	0.25	0.30	0.30	0.30	0.35	0.40	0.40			

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10日	15日	5日	9日	7日	4日	9日	13日	11日	15日		
			9:23	9:08	9:34	9:36	9:16	9:27	9:40	9:10	9:13	9:23		
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	11.2	12.9	12.9	12.5	12.8	11.6	11.9	11.8	11.8	11.9		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PH値	5.8~8.6 -	7.22	7.14	7.02	6.95	7.07	6.93	7.07	7.20	7.29	7.25		
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		13.7	18.8	20.5	27.9	30.9	30.4	24.3	15.2	11.3	9.3		
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.35	0.40	0.40	0.40	0.25	0.35	0.50	0.50	0.50		

番号	項目名	基準値	令和7年度 水質検査結果(浄水)													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
			10日 9:05	15日 8:50	5日 9:15	9日 9:20	7日 8:55	4日 9:07	9日 9:25	13日 8:52	11日 8:58	15日 9:05				
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること						0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること						0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満					
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること						0.30								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること						0.08 未満								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.02 未満								
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること						0.0002 未満								
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること						0.005 未満								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること						0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること						0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること						0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満				0.06 未満			0.08					
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満				0.002 未満			0.002 未満					
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.013				0.027			0.018					
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.006				0.010			0.01					
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001			0.001 未満					
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満				0.001 未満			0.001 未満					
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.020				0.04			0.02					
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.009				0.011			0.012					
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.002				0.008			0.003					
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満					
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満				0.008 未満			0.008 未満					
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.005 未満								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満				0.05			0.03 未満					
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること						0.01 未満								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること						7.2								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満				0.005 未満			0.005 未満					
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.5	4.6	4.7	5.1	5.1	5.3	4.9	4.9	4.8	4.6				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		16.9				18.0			15					
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		58				67			56					
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること						0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満											
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満											
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること						0.005 未満								
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること						0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.5	0.7	1.3	0.8	0.7	0.9	1.3	0.8	0.5	0.5				
47	PH値	5.8~8.6 -	7.24	7.26	7.17	7.08	7.15	7.14	7.23	7.30	7.39	7.31				
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない			
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない			
50	色度	5 度以下	1	1 未満	2	1	1	2	2	1	1	1 未満				
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満			
	水温		12.4	16.8	18.6	27.2	29.7	29.3	24.2	15.8	12.2	7.7				
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.50	0.55	0.45	0.45	0.15	0.45	0.50	0.45				